

第19回人口・社会統計部会議事録

- 1 日 時 平成21年11月30日（月） 16:00～18:00
- 2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用1214特別会議室
- 3 出席者 阿藤部会長、津谷部会長代理、安部委員、岩崎専門委員、橋本専門委員、審議協力者（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県）、事務局（乾内閣府統計委員会担当室長、浜東総務省調査官他）、調査実施者（上田国民生活基礎調査室長他）
- 4 議 題 国民生活基礎調査の変更について

5 議事録

阿藤部会長 それでは、ただ今から「第19回人口・社会統計部会」を開催します。本日は11月6日の前部会に引き続いて、「国民生活基礎調査の変更について」審議を行います。

審議に入ります前に、前回欠席されました、岩崎専門委員に自己紹介をお願いします。

岩崎専門委員 岩崎です。成蹊大学の教授をやっていまして、統計学の専門です。よろしく願いいたします。

阿藤部会長 よろしくをお願いします。

なお、本日は、玄田専門委員と嶋崎専門委員が御欠席で、橋本専門委員は遅れて御出席の予定です。

それでは、審議に入る前に、本日の配布資料と前部会の結果概要について、総務省の浜東調査官に説明をお願いします。

総務省浜東調査官 それでは、本日の配布資料でございます。議事次第4にありますように、資料1といたしまして、前回の人口・社会統計部会結果概要を付けております。

資料2といたしまして、前回の部会において出されました意見に対する厚生労働省の回答を付けております。

また、本日の部会では、前回配布いたしました資料も利用しますので、そちらについても、もしお手元にないという方がいらっしゃいましたら、お申し出ください。

それでは、資料1でございますが、前部会の概要について、紹介させていただきます。

これにつきましては、事前に委員、専門委員の方々に確認を頂きまして、11月20日に行われました統計委員会において、部会長から御報告いただいております。

では、簡単に結果概要を紹介いたします。

まず、庶務事項として、部会長から部会長代理として、津谷委員が指名されました。

それから、審議に入りまして、まず調査方法について、所得票の自計化は適当という判断を頂いております。

２ページ目、調査事項ですけれども、「学歴の追加」については、適当という判断を頂きました。

続きまして、「同居していない者の人数の追加」については、用語の定義や結果の有用性の疑義が解明されておりませんので、本日の部会で引き続き審議するとされました。

次に３ページ目ですけれども、「健診後の特定保健指導等の状況の追加」ですが、これについては適当とされました。

「子宮がん及び乳がんの過去２年間の受診実績の追加」につきましては、調査票の設計に若干問題があるのではないかとということで、本日の部会で引き続き審議するとされました。

「児童手当等の追加」は、所得票に行うものですけれども、これについては適当ということになりました。

(３)でございますけれども、前回の統計委員会が出された意見等についても、質疑を行いまして、それについては、ここに記載のとおり、特段問題ないということになっています。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。

前回部会の結果概要につきましては、今の内容でよろしいでしょうか。

それでは、この内容で整理させていただきます。

それでは、審議に入らせていただきます。

本日の部会では、前回、時間の都合で審議できなかった論点と、前回部会で検討が必要とされた論点についての審議をいたしますが、先に前回部会で検討が必要とされた論点を御議論いただきたいと思いますと思っております。

先ほども御紹介がありましたけれども、「同居していない者の人数の追加」につきましては、前回の部会で、他の調査事項で使われている、「別居している」という用語と、この調査事項で使われている「同居していない」という用語との概念の違いを整理する必要があるとされたほか、人数のみで、一体、有用な情報となるのかどうかという疑義も示されました。

用語の点に関しましては、厚生労働省から検討結果が資料で示されておりますので、厚生労働省の上田室長に説明をお願いします。

厚生労働省上田室長 上田でございます。よろしく願いいたします。

資料２を御覧ください。「『同居していない』と『別居している』の概念の違いは何か。また、現在の用語は適切か」ということで、検討をしてみました点について、御報告申し上げます。

これらの用語の違い、あるいは概念の違いにつきましては、別添１のとおりと整理して

おります。別添1を御覧ください。

この場合の「世帯」とは、「住居と生計を共にする人々の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者」のことをいっております。

「同居している」というのは、下にポンチ絵みたいなイメージがございますけれども、そこにあるとおり、「該当者が同一世帯にいる状況」をいっております。

「別居している」とは、「かつては同一世帯にいた者が別世帯にいる」状況をいっております。

したがって、「同居している」と「別居している」というのは、対立している用語であり、対立している概念を表しているということになります。

ただし、選択肢の区分としては、同居なのか別居なのかを選択する場合については、二者択一しやすいように、「同居している」の対義語として「同居していない」と表記しております。その例はそこにありますように、「世帯票 補問9 - 4 同別居の状況」というところで、「主に手助けや見守りをしている方」は「同居している」か「同居していないか」、この1か2のどちらかを選んでいただくということで、こういうふうに表記する方が、選択していただきやすいであろうというふうな表記をしているということでございます。

ただ、質問2の「同居していない」というのが若干違っているということで、前回の部会で曖昧というか、ちょっと混乱するというような御意見を頂戴したのではないかと考えておりますけれども、それは単身赴任や学業のため、世帯を離れている場合や、社会福祉施設に入所している場合、長期入院している場合については、同居していない。世帯を離れている状況も、「同居していない」というふうな表現をしているわけでございます。

この点を整理したものが、別添の2でございます。真ん中の絵にありますように、最後に、ただ今御説明申し上げましたような質問2のところ、単身赴任、学業のため世帯を離れている場合や社会福祉施設に入所している場合、長期入院している場合については、「現在は世帯を離れている」というふうに表記をしたらいかがかというふうに思って、そのような言いかえをいたしました。

残りにつきましては、やはり選択肢の中から、同居しているのか、そうでないのかを選ぶ場合については、「同居している」「同居していない」という用語を用いる。

下に「同居、別居に関する調査事項」とありますように、その他の場合については補問5 - 2や質問12のように「別居している」という用語を質問文に記載している。このような整理といたしたところでございます。

以上でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

今の用語の点について、厚生労働省の方で、今、御説明があったように整理をしていただきましたが、これについて、御質問、御意見があればお願いします。

いかがですか。

津谷委員。

津谷委員 これ結構だと思います。

阿藤部会長 「同居していない」という言葉は、平成 19 年の調査で世帯票を自計化する際に、統計審議会の審議を経て、採用したという経緯があるようです。

前回の部会で議論した結果として、このように整理してもらいましたけれども、要は調査対象者が誤解せずには書けるかという観点で、これでよろしければ。

津谷委員 ついでに。赤字を使って、新しく調査票でも書いていただくということなんですね。現在は世帯を離れているという形で、次のページに出ておりますけれども、質問 2 です。「現在は世帯を離れている方について」ということで、この部分を赤字にされるということでしょうか。それとも私たちのためにやっていただいたのでしょうか。

厚生労働省上田室長 これはこの資料上、赤字にしたものでございまして、調査票上は、従前どおり黒字で置きたいと思います。

阿藤部会長 ということでございますが、よろしいでしょうか。

(うなづきあり)

それでは、用語の点については、別添 2 の形で整理するというにいたしたいと存じます。

もう一点、「同居していない者」の人数を把握することの有用性ということも、これに関連した論点としてあるのですが、この点についてはいかがでしょうか。もし御意見があれば、お聞きしたいと思います。

人数を把握することにしたけれども、人数だけを聞いて、どのように有用なんだと、そういう御発言が前回津谷委員からあったかと思いますが。

津谷委員 情報を聞くのはよろしいのです。どういう人が現在、世帯を離れているのか。これを聞くなと言っているわけではないんですけれども、この情報を使って、例えばクロス集計その他、どういうふうにするのかということが、私は、いま一つ明瞭でなかったものですから、ここで人数だけでよろしいんですかということを申し上げました。

阿藤部会長 それで厚生労働省の方からは、特に政策的な必要性、ニーズがあるわけではないと、発言があったと思いますが、違いますか。

厚生労働省上田室長 はい、そのとおりでございますけれども、ただ今の津谷委員からの御指摘でございますけれども、特定の転出者のいる世帯数を把握した上で、転出者の数別に何を見るかといいますと、例えば家計支出額を見ると。それは特定の転出者ごとにどう違っているかということを見る。あるいは特定の転出者がいる世帯数を出して、それで仕送りの有無別、仕送りの階級別で、転出者の数によってどれくらい違っているのかというふうな表は用意しております。

阿藤部会長 ということは、そういった表を作る上では、人数があった方がいいということですか。

厚生労働省上田室長 はい。基本計画部会において、例えば世帯の外にいる世帯員に対

して、どういう関係なり負担なりをその世帯が有しているかということも、きちんとつかまえない。そこは現地に行って把握しなさいというような御意見もあったのですが、とても現地に行って、世帯の外に出ていらっしゃる方の状況は把握できないものですから、少なくともこの世帯票の中では、何人の方がいらっしゃるのかという数字を明確にした方が、より詳細なといえますか、比較の問題でしかございませんけれども、より詳細な分析が可能となるであろうというふうに考えたわけでございます

津谷委員 私もこれをちゃんと使えば、とても有用だと思うので、決して反対しているわけではないのですが、健康票や介護票や所得票などから収集する情報と掛け合わせて、表章しようと、こういうことでございますね。

厚生労働省上田室長 これにつきましては、健康票の情報と掛け合わせる、クロスするということは考えておりません。家計支出というのは、世帯票の中で取っておりますので、世帯票の中でとらえられる家計支出、仕送りとクロスしようというふうに思います。

津谷委員 そしてやはり家計という金銭的なものが、主になるということですね。

厚生労働省上田室長 はい、そうです。

阿藤部会長 おそらく人数といっても、単身赴任が2人も3人もいるというのはあり得ないので、結局学業のために子供が2人以上出ているというあたりが、一番人数を把握する意味があるということでしょうか。ほかのはそう何人もいないと思いますが。

厚生労働省上田室長 はい。さようでございます。あとは、社会福祉施設関係でございます。

阿藤部会長 安部委員、どうぞ。

安部委員 質問なんですけど、補問5-2の方は、別居している親がいるとか、別居している子がいるという表現を変えるんでしょうか、変えないんでしょうか。つまり、現在は世帯を離れているというふうに。

厚生労働省上田室長 補問5-2の方は、変えません。

安部委員 変えないということは、つまり、現在世帯を離れている人というのは、別居しているわけではないわけだから、補問5-2は、現在世帯を離れているというのには該当しない人について答えてくださいという趣旨ですか。

厚生労働省上田室長 そういう趣旨ではございません。先ほどの用語のところにもまた戻ってしまうんですけども、二者択一で同居しているのか、そうでないのかということをお答えいただく場合については、「同居していない」という用語を用いますと。

ただ、今、同居していない、つまり別居しているということだけを単独で表現する場合については、「別居している」という用語を使います。そういう整理でございます。

ただ、質問2のところだけは、こういう単身赴任等々の場合で、何らかのつながりを現在持っているんだよということを特に調べて、その人数を把握したいという場合については、現在は世帯を離れているという言い方に、変えさせてくださいということでございます。

安部委員 ありがとうございます。

阿藤部会長 有用性に関しては、どうですか。

津谷委員 分かりましたので結構かと思います。スペースがあるようでしたら、やってみるべきだと思っております。

阿藤部会長 それでは、もちろん情報は多い方がいいということで、理屈としても家計支出、家計負担という点で、人数、特に学生や施設に複数いる可能性はあるわけで、それによって違ってくるということは、納得のいくことですので。

津谷委員 付け加えますと、これはやめろというのではなくて、ただ人数だけでいいんですかと言いましたのは、例えば介護の方も福祉施設などに入っている場合なんか、こんなことはあれですけれども、親御さんの年齢とか、在宅でやるのか施設介護をするかということも含めて、もちろん、こういう大規模調査ですので、そういう詳細なことは無理かと思うんですけれども、ただ人数だけでよろしいんですかと言ったのは、むしろそういう意味です。これはやめた方がいいということでは、決してありません。

ただ、回答者の負担もありますので、きちんと施策的な目的をクリアにしてやった方がいいということを思いましたのと、あと、もし将来余裕があるようでしたら、毎回ではなくても、補問として付け加えられるようなことが、将来工夫できたらなと思ひまして、あえてこのことを取り上げさせていただいた次第です。

阿藤部会長 どうもありがとうございました。もし、ほかに御意見がないようでしたら、これは原案どおり、現在世帯を離れている方の有無ということで、かつその人数を記すという形にしたいと思ひます。

続きまして、「子宮がん及び乳がんの過去2年間の受診実績の追加について」であります。

この問題については、前回部会で政策上、把握の必要性があるということで、それは納得できるんですが、質問の設計を工夫すべきだという指摘がございました。この点についても、厚生労働省から検討結果が資料で示されておりますので、上田室長に説明をお願いします。

厚生労働省上田室長 再び、資料2を御覧ください。

にございますけれども、健康票質問13及び補問13-1の設計について、説明申し上げます。

この問、すなわち平成22年国民生活基礎調査の結果を使って、がん対策基本計画では、がん検診の受診状況の評価を行うということが、第一にございます。

その中で、過去1年間のがん検診の受診状況でございますけれども、これは時系列の把握をきちんとしたいという、施策担当部局の強い意向がございましたので、質問13の調査事項につきましては、補問との間で多少の重複感はあるかもしれないですが、なるべく変更がない形、つまり今と同様、子宮がんと乳がん検診をそこに含んだ形で質問をして、情報収集するということが望ましいと考えております。

そこに新たな行政施策上の要望であるところの子宮がん検診と乳がん検診の過去2年間の受診状況をどのように組み込んでいくかということでございますけれども、これは補問として追加的に、別個に把握するということにならざるを得ないのではないかと考えております。

なお、津谷委員から前回部会において、質問13で子宮がん検診あるいは乳がん検診につけた人は、補問13-1を回答不要と理解するおそれがあるのではないかとということ点につきましては、調査票に工夫を加えましたので、別添3を御覧ください。

質問13と補問13-1の間に、ここは黒い枠になっておりますけれども、20歳以上の女性の方と大きく見出しをつけて、20歳以上の女性の方は、以下の問についても答えていただくということを明示した上で、更に で質問13を回答としていただいた方も、続けてお答えくださいといたしました。

現在案はどうかといいますと、単に1行、補問13-1は女性の方のみお答えくださいとしか書いていないわけでございますけれども、質問13を答えた方が、下を見て20歳以上の女性の方であって、更に質問13を回答していただいた方もお答えくださいということで、速やかに補問13-1の方に移っていただきやすいような形として、こういった対応を考えたということでございます。

以上でございます。

阿藤部会長 これは調査票の設計上の提案ですけれども、いかがですか。

よろしいですか。

(うなづきあり)

阿藤部会長 これは黒抜きというか、白抜きというか、こういう形で目立つようにするということですか。

厚生労働省上田室長 実際の調査票ではここは黒ではなくて、カラーにいたします。配付資料は白黒印刷なのでこのようになっておりますが、現在、カラーコーディネーターさんに依頼して意見を伺っておりますので、最終的に何色になるかはまだ決めておりません。できるだけ調査客体の方が見やすい色を考えております。

阿藤部会長 ということで大変目立つ形で。

岩崎専門委員。

岩崎専門委員 これは1番で、例えば子宮がんとかに答えた人が、補問13-1で答えていないということは、あり得ないわけですね。集計上は、ロジカルチェックができるということになりますね。そういう形で集計されると。

厚生労働省上田室長 はい。

岩崎専門委員 はい。

阿藤部会長 それでは、このような形で調査票の表現を変えるとということにいたしたいと存じます。

それでは、前回議論して結論の出なかった問題については、一応ここで終わりにして、

次に前回時間の都合で審議できなかった論点について、御議論いただきたいと思います。

できれば、総務省の審査メモに記載されている事項を順次議論したいところですが、時間の制約もありますので、審査メモで、特に論点として挙げられている事項について議論を行って、その他という形で後でまとめて議論の時間をとりたいというふうに思います。

審査メモの順番と前後しますが、比較的簡単な論点から議論をし、そして少し難しい論点を最後の方でやるという形で、最初に「集計事項の変更」ということで、これは審査メモの4ページの一番下でございます。3(1)になります。

平成22年の国民生活基礎調査では、調査票間のクロス集計等を充実させる一方で、行政施策上、需要が乏しい集計事項は大幅に削除することとしています。これは、以前に一覧をお配りしていると思います。

調査事項自体が削除されるわけではありませんので、今後も必要に応じて集計事項を復活させることは可能ですし、また、2次利用という手段もありますが、削除することとされている集計事項の中に、引き続き作成すべきだというものがある、あるいは、こういった集計事項を追加してほしい、追加すべきであるといった御意見があれば、お願いしたいということでございます。

これについて、いかがでしょうか。

この問題の経緯としては、集計というのは、あれも欲しい、これも欲しいと積み上がってきて、だんだん報告書が分厚くなっていく。それにしても、すべての表が有効に活用されているということでもないということで、厚生労働省の方の、特に政策目的からの判断で、削除できるものは削除するということが、ある種リーズナブルな調査報告書にしたいということなんです。

もちろん、先ほど申し上げたように、表がなくなったからといって、永遠にそれは手に入らないということではなくて、2次利用で表そのものは作成することができるということでございます。

安部委員、どうぞ。

安部委員 今回調査項目が加わる学歴、ここでは教育というふうには書いてありますけれど、例えば教育別に勤め先での呼称、つまり例えば正規かパートか、もうちょっと広くは正規か非正規かというようなことは、大変違うということが、実際問題あります。

ただ、これは就業構造基本調査などでも、そういう情報は分かるといえば分かるので、あるいは必要ないのかなとは思いますが、教育と所得の関連というのが、新規追加の3つしかないということですよ。所得票の方で言っただけなんですけれど。

こちら辺は、せっかく教育というのを調査しているのですから、もう少し表を充実させてはどうなんでしょうかというふうに、ちょっと思ったんですが。

厚生労働省上田室長 おっしゃったのは、所得票の中の、第70表と第88表と第121表のことだと思いますけれども、それでよろしゅうございますか。

安部委員 今、見直してみたら、第88表で大体いいのかなという気がします。

厚生労働省上田室長 はい。勤め先の呼称で、正規、非正規というのは、きちんととらえることができると思います。

安部委員 ただ、これは分布というか所得の階級で見るとはできないんですか。今までそういうことをよくやっているのかどうか存じませんが、例えば 200 万円未満とか。

厚生労働省上田室長 はい。これは平均所得で見えておりますので、どうしても平均所得がクロスされていますので、単純な分布ということにはならない。

安部委員 そういう集計というのは、あり得ないのでしょうか。所得階級別というのはありますね。

厚生労働省上田室長 あります。それはございます。

阿藤部会長 学歴については、一応基礎的なものはあるということで、新しく追加したのに全然集計表がないというのも、逆に好ましくないと思いますけれど、もし安部委員の方で是非にというものがありましたら、後ほど御連絡いただければと思います。

安部委員 はい、分かりました。

阿藤部会長 それでは、集計事項については、おおむね御了解いただけたということで、まとめたいと思います。追加してもらいたいものがもしございましたら、後で御連絡を頂きたいと思います。

それでは、次ですが、審査メモ、6 ページの下段、「6 報告者の協力確保」でございます。平成 22 年の国民生活基礎調査では、論点にありました所得票の自計化のほか、オートロックマンションの管理人に対する保健所職員からの協力依頼などの措置を講じることとしています。

これらのほかに、よいお知恵があればお伺いしたいということですが、いかがでしょうか。

これは後ほど議論する調査票の回収率とかそういう問題とも絡む問題ですが、何かいいお知恵があればということです。

津谷委員 国勢調査のお話を、前にさせていただいたときにも言ったんですが、国勢調査と違いまして、全数調査ではありませんけれども、相当規模の大きな調査でございます。実は私も、もっと規模は小さいんですけども、最近、調査のフィールドワークで、責任者になっておりまして、いろいろと対応を先週ぐらいまでやっていました。

何が出ていったかという、一番多いのが、本当に慶應大学がやっているかという問い合わせでございます。特に郡部なんかで高齢者のところに行きますと、今はいろいろな、果物をすごい高い値段で売りつけたりといったセールスが、どうやらあるようです。

まず行くのが、地域の市町村役場の市民課、あと警察というのが出てまいりまして、生活安全課。都市部ですと消費者センターといったようなところ。当然ですけども、厚生労働省にも、問い合わせが行きます。

ですので、あらかじめ、本当にそうだとすることを、そこで言ってもらう。特に厚生労働省本省ですので、こちらからあらかじめ、こういう問い合わせが来たら、そのように対

応してくれと言いますと、安心されるようです。

コストの問題もあり、国勢調査とは違いますので、そこまでは御判断によると思うんですが、フリーダイヤルのような形で、厚生労働省にそういう電話がかかってくるときに、どこかに対応を一本化して、本当にこれは厚生労働省がやっている調査であるということを、レジティマシー、安心させるということが一番大事です。

余りにも回答率が悪くなってきましたと、統計情報としての有用性、信頼性が損なわれますので、それを市町村を通じて、調査対象になっている地域にすると、いろいろな手間が省けるかと存じます。

あと若い方は、インターネットを非常によくお使いになりますので、厚生労働省にURLを作られて、事前に通知をなさるときにURLを書かれると、勤めから帰ってきた後、それをチェックして、本当にやっていて、調査御協力をお願いというような形で、できる限り前面に公共性を打ち出されると、後のいろんな手間が省けるかと存じます。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。厚生労働省、いかがですか。

厚生労働省上田室長 まさにおっしゃるとおりで、私どもは国民生活基礎調査室という室でやっております。こういう「調査のお願い」というところにも、きちんと厚生労働省というふうに書いておりますし、調査についての問い合わせ先も、私どもは都道府県に委託をしておりますので、ここに保健所名か福祉事務所名が、きちんと載るようになっていきます。

調査員さんの方々にも、それぞれどこに連絡すればいいのかということを持たせております。一義的に調査員さんがお受けになる。調査員さんが問い合わせになる。あるいは調査員さんに言わないときには、福祉事務所、あるいは保健所に、直に世帯の方々は御連絡になる。

それでも不十分、いや私は本省に直接聞きたいという方については、福祉事務所や保健所から、私どもの室の連絡先をお教えして、私どもの係員が、直接国民の方々に応答するという仕組みで、今まで対応してきております。

阿藤部会長 インターネットについてはどうですか。

厚生労働省上田室長 インターネットについては、国民生活基礎調査を実施する前については、協力をお願いしますというものを、必ずインターネットに載せております。しかも私ども本省だけではなく関係団体に、できるだけ調査の事前の広報をやってくださいというお願いをして、関係団体等のホームページにも載せたりとか、あるいは新聞の突出し広告にも、何月ぐらいから、私どもの調査員が行きますのでよろしくと。そこにもう厚生労働省の私どもの調査関係のURLを載せて、事前のPRには務めているつもりでございます。

阿藤部会長 分かりました。ほかに何かお知恵があればと思いますが、いかがでしょうか。

安部委員 知恵というわけではないのですが、ちょっとこれは、お願いということも含めて申し上げます。

回収率が低いというようなことだと思うんですけども、世帯属性等に応じて回収率が違うということが、当然考えられるわけです。それは世帯属性のみならず、例えば地域別の回収率の違い等もあるのではないかというふうに考えるわけです。

知恵が出るかどうかは別問題ですけども、やはりそういう基礎情報があってこそ、考えられることもあるわけですが、なかなか回収率を属性別に示していただくのは難しいということでしょうか。実績をです。

厚生労働省上田室長 回収率を属性別に見るということは、当然やっております。どういふふうにやっているかということ、回収率だけを見てもだめというか、それだけでは得られる情報がないので、要するに非標本誤差の部分がどれくらいあって、その属性はどうなんだろうということ、いろいろ考えているわけでございます。

例えば5年に一度の国勢調査と、私どもが調査した世帯の情報、性、年齢、階級別に世帯の情報を突合して、このところが薄いですねというような形で、実は例えばこれは平成15年度にやった研究でございますけれども、「国民生活基礎調査における無回答データ等の影響を考慮した調査設計に関する研究」というところで、非常に詳細に今、申し上げたような性、年齢、階級別に非標本誤差のところは、おそらくこの塊のところは回答してないのであろうというふうな研究をしております、それは20代から30代までは男女ともに低い。特に男の方が低いとか。あるいは、80歳以上のおばあちゃんの回答率がよくないのは、おそらくお元気ではなくて、施設の方にお入りになったり、お一人暮らしだから、なかなか回答していただけなかったりとか、そういうことがあるということで、そういう分析はしております。

そういう分析を平成15年から3～4年やった上で、これは後ほどの推計の話になってくるわけでございますけれども、では非標本誤差のところをどういう情報を集めれば、全体像をきちんと推計できるようになるのかということ、それは前回は申し上げて、重複していて恐縮なんですけれども、住民基本台帳の情報は使えないでしょうかとか、あるいは近隣に、このうちにはどんな方が何人住んでいらっしゃるんでしょうかということ聞いて、それをもとにして補正をかけてみる。

ただ、そうしますと、逆にその情報が不十分なので、要するに住民基本台帳の情報はなかなかつかまえないし、近隣の方に聞いても、私たちは知らないということであったりということで、うまく全体像、つまり標本誤差と非標本誤差を一遍にきちんととらえるということが、なかなか不可能な状態であるということでございます。

ですから、回収率に着目をして、何かをするということではなくて、つかまえ切れない非標本誤差の部分を、どうやってつかまえますよということ、これまでやってきたわけでございます。

阿藤部会長 住民基本台帳については、平成22年の国勢調査で活用する仕組みを作って

いるようですけれど、今のお話だと国民生活基礎調査の場合、住民基本台帳のデータは、使えないということですか。

厚生労働省上田室長 国勢調査の場合は、市区町村の統計担当が業務を担っていて、そこが機動的に動ける。つまり市区町村が持っている情報を市区町村が使って、国勢調査の情報を補完するというのが、うまくいけると思うんです。

先ほど申し上げましたとおり、私どもは都道府県には委託しておりますけれども、私どもがお願いしているのは保健所ルートと福祉事務所ルートでございますので、要するに市区町村の区分と違った区分で、私どもは調査をお願いしているということになります。

ですから保健所や福祉事務所から、また市区町村にお願いに上がらなければいけない。そのところで、前回も申し上げましたけれども、調査員さんが市区町村を訪ねて、台帳を見せてください、閲覧させてくださいというふうな形、非常に迂遠な作業となっております。

私どもが、直接市区町村にデータをお願いしますということではできませんので、そこで市区町村も、いや、それはちょっと出しにくいねというお話になったり、あるいは編綴の方法は世帯単位ではなくて個人単位なので、調査員さんが幾枚もめくった上で、住所が同じかどうかということや、いちいち調べながらやらなければいけないので、時間がとてもかかってしまうとか、調査員さんの負担ということにしかないという状況がございましたので、私どもはちょっと断念したということでございます。

阿藤部会長 国勢調査も国民生活基礎調査も同じ基幹統計調査なので、何かそこはうまくできないものかなと思いますが。

あと、マンションの管理人に対して協力を依頼するというときに、国勢調査の方でもやはり管理人に言っても、なかなか言うことを聞いてくれない。そこで、管理会社の方の了解を取っておくと、管理人に話が伝わってスムーズになるということで、管理会社の方を説得するといいますか、巻き込んでということをやっていますが、その辺はどうか。

厚生労働省上田室長 そこも私どもの抽出調査の悲しいところでございますけれども、6団体には、既に毎年調査の前に、公文を作りまして、協力の依頼に伺っているわけでございます。

あなたの団体の、貴下の管理組合なり管理会社なりというものがあれば、そこに対して国民生活基礎調査に協力してもらえるようお願いをしてもらえないかというような文書を作って、6団体回っているわけでございますけれども、出したのはいいけれども、要するに1/200しか行かないわけでございますので、そこはちょっと空振りが多いですねというようなことを言われるわけですが、そこを何とかお願いしますというようなことで、お願いはしているということでございます。

阿藤部会長 論点の方で、報告者の協力確保のために、健康票における読み仮名を削除するとなっておりますが、ちょっとこの辺は、私には分からなかったのですが。

厚生労働省上田室長 読み仮名をつけた経緯については、12歳以上のお子様がお書きに

なるので、そこはある程度、難しい字には読み仮名を振ってさしあげた方がよろしいのではないかということで、読み仮名を振ったという経緯がございます。

ただ、調査員さんからのお話を伺いますと、かえって読み仮名を振ったことによって、お年寄りが読めなくなる方が多いんですよということが、実はたくさん意見として寄せられました。

お子様は、お父さんやお母さんに聞けばいいわけでございます。さらに、難しい字に読み仮名を振ってあったとしても、その意味自体が分からない場合があるので、結局お父さんやお母さんに聞いちゃうということになるんだけれども、お年寄りの場合は、読み仮名を振りますと、非常に見づらいという御意見があったので、それは私どもも資金が潤沢にあるならば、何通りも調査票をお作りして、お年寄り用の調査票、お子さん用の調査票といろいろ作れるんですが、限られた予算の中でございますので、今回は、高齢者の方々の読みづらさを何とか回避したいということで、読み仮名を取らせていただきました。

阿藤部会長 分かりました。

そうすると、今まで厚生労働省がやってきたことに加えて、何か新しい知恵とかというのが、今のところ、余りあるわけではないと。

厚生労働省上田室長 一言、よろしゅうございますか。

これは、安部委員の回収率に関する御懸念に関しまして、ひとつお答えになると思うんですけれども。

世帯調査に対して世帯の協力がなかなか得られにくいという状況があって、回収率がどんどん落ちてきているというのは、世帯統計調査一般の話ではないかと思うんです。

そういうことを踏まえて、「統計に対する国民の理解増進に関するワーキンググループ」というのが、各府省を構成員として設けられております。そこで、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方策というものも、検討されているようでございます。

私どもの、回収率の低下も、要するに調査に対して非協力なんですと。私は協力したくないんですという方が非常に多い。もちろん、それ以外にも生活リズムが合わないから、なかなか調査員の方が行ってもお会いできないという方も多いんですけれども、私は協力したくないんですよと明示される方が、非常に多くなっていると。

所得票のような場合は、多分10パーセントを超える方々が、協力したくないというふうにおっしゃるんだと思うんです。そこが上乗せされれば、10数パーセント上乗せされるわけですから、私どもとしては、このワーキンググループの動きに、できれば期待をしたい。

多分、非常に難しいと思うんです。強制的に情報を出しなさいというわけにもいかないと思うんですけれども、そこは政府レベルでこういうワーキンググループの中で、統計調査に対して非協力な方々について、どう対処すればいいかということ、政府全体として考えているわけでございますので、それも踏まえて非協力者の方々へ対処した上で、回収率の向上にも当たりたいというふうに考えています。

阿藤部会長 ということで、直接的なものはなかなかありませんけれど、そういう外堀

を少し議論して埋めていただくというふうなことも含めて、何とか回収率を上げる努力を、今までやっておられるさまざまな手段を駆使して、上げていく努力をお願いしたいということぐらいしか、今、言えることはないのです、そういうことで、この問題は終わりたいと思います。

東京都 東京都ですけれど、実際に調査を行う現場の立場から、この「報告者の協力確保」ということで、発言させていただいてもよろしいでしょうか。

阿藤部会長 どうぞ。

東京都 ちょっと細かい話もあるんですけれども、これは厚生労働省さんへのお願いということになってしまうかもしれませんが、1つは今年の調査でも、調査世帯に協力依頼ということで、ちらしを作成していただいているんですけれども、これについては引き続きお願いしたい。

これは現場の調査員の方でも評判がいいので、これで調査がやりやすくなったという声を聞いております。ということで、これは引き続きお願いしたい。

ただ、中身で、何点か調査員の方から要望等があります。

一つは調査員の名前を記入できるような欄を設けていただくとありがたいということです。それから、もう一つは、後続調査があるということで、今年のちらしの中にも、そういう記載があるんですけれども、後日また別の調査がありますということ、もうちょっと目立つような形で工夫していただければありがたいということで、御検討いただければありがたいと思います。

それから、これも細かい話になるんですが、厚生労働省さんの方でポスターを作っているのですが、調査対象のマンションとか町会の掲示板に、そういったポスターを掲示したいということで、もう少し部数を多くいただければと思っております。

掲示スペースの関係で、現行のものよりも小さくていいんですけれども、A3とかA4とかそのレベルでいいので、そういうものも作成していただくと、大変ありがたいと思っております。

調査票の設計の話になってしまうかと思うんですが、これも現場の調査員の方から聞くところによると、社会保険料の項目の記入が難しいという声が、結構寄せられております。

具体的には保険料の総額と内訳が、なかなか一致しないという例が、結構見られるということなので、このあたりの項目の調査票の設計の仕方について、もう少し工夫できる余地があれば、そのあたりを考えていただければと思います。

これは調査方法と大きく関わってくるんですけれども、今回、他計方式から自計方式に変えたということで、この点については、基本的に賛成しております。前回の部会でも、議論があったんですが、密封回収に関して、実際、現場の調査員の声を見ると、やはり所得のようなプライバシーに関わるものは、調査員に見られたくないという声が、多数寄せられております。

こういったことで、実際考えると、調査対象世帯から要望があれば、密封回収というこ

とで対応せざるを得ないのかなというふうに考えております。もちろん、密封回収にすることで、誤記入とか記入漏れが増えることも、当然懸念されますけれど、その点は、調査に当たっているいろいろ工夫、努力して、できる限りそういった誤記とか記入漏れは減らすように、現場として努力をしていきたいというふうに考えています。

更にとのことですけれども、郵送方式の導入についても、御検討いただければと思っております。というのは、実際、調査員が調査をするに当たって、やはり単身世帯とか共働き世帯というのが、結構増えてきております。直接会って話をすることが困難な世帯が多いというふうに聞いております。

それから更に、聞いた話によると、来年の国勢調査では、郵送提出も選択肢の一つということで認められるというようなことも聞いております。こういった状況を踏まえて、この基礎調査についても、郵送方式による回収ができないかどうか、厚生労働省さんの方で御検討をいただければというふうに思っております。

以上でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

最後になっていっぱい具体的な御提案が出ましたけれども、今この段階で何か。

厚生労働省上田室長 協力依頼のちらしにつきましては、今おっしゃったような御希望については、検討したいというふうに考えております。

ポスターでございますけれども、これは5年に一度の国勢調査ですら、事業仕分けにおいて、広報というのが本当に有効なのかどうかというようなことが言われている中で、実を申しますと、すべての統計調査において、広報費が削減されている状況にあります。ですから、御希望をそのままかなえますというふうには、ちょっと答えられない状況にあります。

それから、調査票の設計で社会保険料のところが書きづらいということにつきましては、今回の自計化に当たりまして、相当工夫したつもりでございますけれども、また今回初めて自計化して新しい調査票でありますので、改善すべきところがあれば、どんどん改善していきたいというふうに思います。

密封回収ですけれど、これは第1回の部会でもお答えいたしました。これは郵送回収とも重なるわけでございますけれども、やはり試験調査でやってみましたところ、未記入率、あるいは記入が全くないというような調査票が増えて、非常に厳しい状況にありました。

ただし、密封回収自体は、どうしても私は密封でなければ出しませんという方があるのであれば、やむを得ずそれは密封という手段もしたいと思います。ただ、これは最後の最後の手段ということで、私どもは対応せざるを得ないと思います。

また、郵送も同様でございますけれども、この点も試験調査で郵送調査をやったらという御意見がございましたので、やりたいと思いますけれども、密封回収と同様の問題がございますので、そこは大規模調査ではまずできないので、簡易調査でテスト的にやることも検討したいと考えております。

阿藤部会長 ありがとうございます。というようなことでございます。

今回こういう方法でやるとしても、現場からの声は大変重要ですので、今後もそういう声を聞きながら、調査方法について、できる限り改善を加えていくという方向でお願いしたいと思います。

それでは、「報告者の協力確保」はなかなかいい知恵はありませんでしたけれども、ここで議論を終えたいと思います。

次に、「心の状態に関する調査事項の集計方法」について、審査メモでは5ページ上段の(2)になります。

「心の状態に関する調査事項」につきましては、平成19年調査に係る統計審議会の答申で、「例えば、点数を合計した結果表の作成に向けて、その方法などについて検討する必要がある」という指摘があったところがございますけれども、厚生労働省の原案では、平成20年度に引き続き、21年度も適切な表章方法等を研究中であることを踏まえて、平成22年の国民生活基礎調査では、点数化した結果表の作成は見送ることとされております。

これにつきまして、御意見や御質問がある方はお願いしたいと思います。

橋本専門委員、お見えになりましたので、何か。

橋本専門委員 まずは、遅刻いたしましたので、申し訳ございませんでした。

この点に関しまして、私としましては、是非、点数化の方向で再検討をお願いできないかという立場から発言させていただきたいというふうに思っております。

消極的な理由と積極的な理由という形になると思うんですが、まず比較的消極的といえますか、テクニカルな問題として、今回19年度より採用されております、心の状態に関するK6という6項目の調査事項がございます。

御存じの方がいらっしゃらないかもしれないので、一たん御説明しておきますと、K6自体は、ハーバード大学の研究グループ、ケスラー教授などを中心にしたグループが開発した各国共通の、心の健康状態スクリーニング質問票みたいな形になっています。

少なくとも現時点では、いわゆるフィールド調査、こういう社会調査で心の健康状態というものをスクリーニングする、その精度においては最もすぐれているということが、確認されております。

ゴールドスタンダードとしては、実際に訪問調査で、心の状態に関して診断するような構造型面接がWHO(世界保健機関)で作られているのですが、その結果とこのK6のカットオフポイントを決めてやった結果が、ほかの尺度に比べて最も一致率が高いということは、ほぼ科学的に証明されているとあってよろしいかと思えます。

今回、まだ研究中であるから、点数化を見送ってはどうかといったところで問題になったのは、おそらくそのカットオフポイントを何点にするんだといったところが、まだはっきりしていないというところ。

もう一つ、その御本山でありますアメリカの方でも、実際K6を測定しているのですが、そういう形での表章をアメリカがやっていないということ。

こういうところから、いわゆるこういう公的統計系では、もし表章をやるとなると世界初になってしまうので、そういうところが二の足を踏む原因になったのではないかというふうに思っています。

これに関してなんですが、少なくとも我々は公衆衛生、疫学のフィールド調査をやっている人間からしますと、先ほど申し上げたように、K6の科学的精度というのが最も高いということは、ほぼ揺るぎない。それからあとK6のカットオフポイントに関しましても、現在は大体5点、もしくは13点というところをカットオフとするというのが、大体我々の研究領域では、ほぼ常識で使われているものになります。

例えばそういうふうなものに関して、少なくとも科学論文の世界においては、これで問題は余り指摘されておりません。何でアメリカがやらないんだというところですが、これは実はそういうこともあったので、日本版K6の東京大学の川上教授を通じまして、開発責任者のケスラー教授の方に確認をしてもらいました。非公式のeメール上のコミュニケーションですけれども、ケスラー教授としては、カットオフポイントで0・1でやるよりも、もっと精度のいい統計的な手法を今、研究中なので、そちらを優先したい。ただし、余りに複雑で、確かに一般の統計に用いた場合、理解してもらいにくいので、カットオフポイントを決めて、0・1でやるということは、確かに考慮に値するというコメントを頂いたというふうに聞いています。

その上で、もし国際比較などをやるのであるならば、これは13点というのを、一応ケスラー教授は推薦された。13点というのは、本当にMajor Psychosisとして大うつ病その他などがある可能性が高いというレベルのものでございます。

これに対して、一般的に我々研究者が使っているのは、カットオフの5ポイントというもっと低いポイントです。これは、我々でいうと、いわゆるPsychological Distress、今ちょっとストレスがかかっていますねというレベルのものになります。

当然、13点となりますと、かなり数が絞られてまいりますので、これを公的統計に用いるようになると、なかなか細かいクロステーブルは難しいかなと。その点で私どもとしては、点数化した上で、その分布をちゃんと示していただいたクロステーブルさえ見せていただければ、我々少なくとも研究者などは使える、非常に重要なデータになるだろうというふうに考えています。

そうすると、何か研究者が使うためじゃないかと言われてしまうので、より積極的な理由という第2のポイントに移りたいと思います。第2のポイントで、この点数化及び表章をお勧めする理由は、自殺対策です。現在、御存じのように、自殺による死亡者が、年間3万人を超える。特に今年はかなり加速度的に増えているというふうなことに関しては、内閣府等々政府におかれましても、非常に重要な問題という形でとらえられています。

その上で、自殺の最も大きいリスクとして、メンタルストレス、メンタルディストレスというものがある。

このK6による地域別、その他特性、例えば就労形態によつての分布、年齢、所得によ

る分布であるとか、その特に都道府県レベルでの分布、そういったものが出されることによって、おそらくは自殺対策上、非常に貴重な記述統計になるであろう。

また、これを経年的に追いかけていくことによって、例えば各都道府県等が取り組んでいる自殺対策の効果性などに関しても、マクロにはなりますが、判定する上で、非常に重要な統計になるだろう。

そういうことを考えると、平成 22 年から取り入れていただいた方が、そういう対策の評価等々においても、前倒しでできるという点において、積極的な理由として、K 6 の点数化を、是非前向きに検討し直していただきたいというふうに思います。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。今の点について、厚生労働省はどういうお考えですか。

厚生労働省上田室長 私どもは、この K 6 のエキスパートである橋本専門委員や、先ほど橋本専門委員から御紹介のあった川上先生などをお願いし、今年度いっぱい研究をしていただくというスケジュールを考えていた訳ですが、喫緊の課題である自殺対策に有効なツールになるということで点数化をすべきというニーズがあるならば、今年度の研究を幾らか前倒しするというような形で、自殺対策を所管している部局とも相談した上ですが、平成 22 年の調査において点数化をするかどうかを考えたいと思いますので、次回の部会までお時間をいただければと思います。

阿藤部会長 分かりました。橋本専門委員、そういうことでよろしいでしょうか。

安部委員 質問、よろしいでしょうか。今、都道府県別というお話がありましたが、これは現実的なんでしょうか。私はできるならばできるに越したことはないと思っておりますが、ただ、都道府県別が本当にできるのかなという素朴な疑問からお尋ねしております。

それともう一点、これは 2 次利用というような形で、データが研究者に利用できた場合には、例えば既に存在しているデータを使ってでも、計算できるものなのかどうか。2 次利用できるということであれば、逆に言えば、データにアクセスが確保できる限りにおいて、計算できる人は世の中にいるわけですけれども、それと集計表で公表するというこの違いは何なのか。つまり、2 次利用でもできないことが、今回できるということなのか、そこをちょっと御教示いただければと思います。

橋本専門委員 我々どもの方で、平成 19 年調査の調査票を目的外利用させていただいて、初期的な分析を行った結果で言いますと、まず健康票は、約 72 万件もございますので、都道府県表章に関しては、特に大きい問題はないだろう。ただ、検討すべき上で、先ほど申し上げましたカットオフ 13 ポイントになりますと、出現頻度がかなり落ちますので、やるんだとすると、これは研究者の側の発想であります。5 ポイントでやるのがいいんじゃないかという気はしております。これは検討事項として入れていただければいいかと思えます。

それから、安部委員がおっしゃったように、2 次利用的にマイクロデータを使えば、誰で

もできることですので、基本的にはそれは、2次利用の話も出ておりますので、是非進めていただきたいと思います。

一方で、クロステーブルという形で出してもらうことによって、おそらく都道府県の精神衛生担当部局などが、それを基礎資料として、非常に手元で使いやすい。そういった意味で、これは前向きでやっていただいているんじゃないかというふうに考えております。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、橋本専門委員の御提案に対して、厚生労働省が担当部局と相談の上で、次回御返答があるということでございますので、その検討を待って最終的な判断をしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

次に、「母集団推定の方法」でございます。これは審査メモの5ページです。

国民生活基礎調査の結果から算出された値に関して、国勢調査の結果と比較した場合、単身世帯数が国勢調査の結果を下回るといった事態が生じており、国民生活基礎調査の結果に一部で疑問が投げかけられたりしています。国勢調査の結果との差というのは、世帯構成や年齢層等に応じた調査票回収率の偏りによる非標本誤算だと考えられており、厚生労働省でも、母集団推定の方法の工夫などで誤差を縮小できないか、以前からさまざまな試みをされてきたようですが、現在の結論としては、調査票回収率の向上に努めるほかはないという結論に至っているということです。

国民生活基礎調査の結果の精度改善に向けて、調査票回収率の向上以外に、良いお知恵があれば、調査票回収率の向上というのは、先ほど議論をしましたが、なかなかいい知恵はないんですが、それ以外によいお知恵があれば、お伺いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

これについては、岩崎専門委員からメモを頂いておりましたが、何か御意見はございますか。

岩崎専門委員 橋本委員からいろいろと御意見を頂いたので、橋本委員から説明をいただいた方がいいかなと思います。

あらかじめ、橋本専門委員から御意見を頂きまして、厚生労働省といろいろ話をさせていただきました。今言った回収率を上げるということは、当たり前のことでありまして、それ以外にいい知恵は全くないわけですがけれども、先ほど言いましたように、例えば単身世帯の方で回収率が低いとか、そういった補助的な情報があれば、少なくとも研究者レベルであれば、集計をし直すということは、多分不可能ではないと思います。

ただし、今、言ったように、クロス集計表の方に反映できるかということ、そこはなかなか難しいと思います。

それで、若干専門的でありますけれども、2次利用を含めて、そういった形の情報を出していただくということが、望ましいかなというふうに思います。

もう一つは、今回、全体の調査でありまして、簡易調査がまた行われているわけでありまして、精度が違うのではないかという話がありまして、確かにサンプルサイズ等違いま

すので、簡易調査とは精度が違うのは当然のことだと思います。したがって、そういった推計値に対して精度が違うという情報、例えばエラーバーの値をしっかりと出していただくとか、そういった形の公表の仕方というのを工夫していただければ、見る人が見れば、この調査の精度というものが、簡易調査ではこれくらいである。だけれども本調査であればこれくらいになっているという情報が出てくるので、そういったものを踏まえて、我々といいますが、これを利用する人も、これを利用できるかなというふうに思っています。

そういった推計値プラスその精度の情報を、遺漏ない形で出していただくということが、肝要かなと思います。

とりあえず以上が、今のところです。

阿藤部会長 この発言の内容は、当然のことだと思いますけれども、厚生労働省の方から何か。

厚生労働省上田室長 私ども毎年調査のたびに、こういう報告書を出しております。それで、簡易調査のときには1冊で済むわけでございますけれども、大規模調査になりますと、これが4冊もあるということがございます。

その中に、なかなか見づらい、分かりづらいということかなと思うのでございますけれども、結果の推計及び標準誤差というページを設けておりますけれども、このところの説明が不十分ということかなと思います。

それから、当然大規模調査では、都道府県別に標準誤差率が違ってきますということも、きちんと出しています。だから簡易調査は、都道府県別の表章はできませんので、全国一本での標準誤差率は、各調査事項については、これくらいの誤差率ですというのをしております。

ですから、そのところを、きちんと工夫をして、見る人が見やすいようにしなさいと。そういう情報をきちんと与えなさいということかなというふうに思いますので、全体的にそういうものが分かるように、報告書の中にきちんと明示できるようなページを作るといようなことはやりたいと思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。

もちろん、2次利用というのは、調査研究者が、今でもしようと思えばできるということとは前提でございます。

ほかにこの点で。

安部委員 これは一種質問で、例えばの話ですけど、先ほどの追加の表の88表、平均所得金額というのを報告する予定ということがあったんですけど、平均所得金額にどれだけ誤差があるかということは、母集団の所得の分散に、つまりそれにどれだけ散らばりがあるかに依存するということがあって、平均値が出ているときに、その分散あるいは誤差率でもいいんですけれども、それを平均値の横に表章するような公表というのは、考えられないものではないでしょうか。

厚生労働省上田室長 従前から平均所得金額につきましては、やはりこの中で、例えば

平成 19 年の調査でございますけれども、推計値は 566 万円 8,000 円で、標準誤差は 5.5 万円、標準誤差率は 0.97 というふうに、この中で明示をしておりますので、そこはこれで今まで私どもはやってまいりましたので、こういうことでよろしいのかなと思っております。

安部委員 勤め先での呼称、性、教育、年齢別に出すというのは、無理なんでしょうか。

厚生労働省上田室長 世帯業態として、例えば常雇者世帯ではこれぐらいというふうなものは出してございますけれども、余り小さくなりますと、例えば呼称とかになると、かなりサンプルサイズが限定されてまいります。そこは多分標準誤差率が 10 パーセントを超えろとか、そういうことになるおそれもあるのではないかとこのように思います。

ただ、それは不可能かといえば、当然、可能でございますので、必要があれば、計算をしたいというふうに思います。

安部委員 我々研究者の身分で二次利用ができますということになると、そういう情報は二次利用ができることになった人にとっては、要らなくなってくるのでございますが、こうやってたくさんの公表集計表があるときに、例えば集計表を使って回帰分析をするというようなことを考えると、一つ一つの集計された平均値の分散といいますか、標準誤差というんでしょうか。そういうものがどれだけかというの、それはそれとして、使う意味がある場合もあります。

例えばパートの平均所得というのは、正社員の平均所得に比べたら、分散が小さいとか、そういうことがあるんですが、平均値を使って研究なり分析なりをしている人間にとっては、分散にかかわる情報は全く分からないことなんです。

私もいろんな平均値のデータを用いて、これまで研究させていただいたんですけれども、その一つがあるだけで大分変わるなということが、実はあるんです。それで、全体として、先ほどおっしゃったような、こういうパーセントというのではなく、おのおのの値について、例えば誤差率ということでもなく、誤差でもいいんですけれど、表章していただくということは、考えられないのかなということ、ちょっと申し上げたいのですが。

厚生労働省上田室長 にわかにお答えすることは難しいのです。と申しますのも、今のところ、標準誤差は所得票の場合、どういうふうに出しているかと申しますと、1 世帯当たり平均所得金額というレベルで、例えば世帯業態別にそれを見ています。あるいは、世帯構造別に平均所得金額を見ています。世帯人員別に、それを見ています。世帯類型別にそれを見ています、ということで、その平均所得金額の推計値に対して標準誤差率は幾らかということで、計算をすべてやっています。

あとはひとつ、所得の 5 分位の階級で分位値についての標準誤差率も計算しております。

従前これですとやってまいりましたので、各項目別に、では誤差はどれぐらいあるのかということについては、なかなか難しいことかなと。今、にわかにならば計算できるかというふうにおっしゃいますと、それは可能、不可能でいえば可能かもしれないですけど、私どもの業務の中で、どれぐらい時間がかかるか、ちょっと想定しがたいということ

るがございますので、そこはちょっとお答えできかねるところでございます。

岩崎専門委員 今の話は、例えばパートの所得が、どのくらいばらついているのかという情報がとれるかという話ですね。今の標準誤差というのは、推計値の精度の話なので、それではなくて、やはりどのくらい、ある意味で格差みたいなものがあるかというのは、ばらつきの大きさを見るわけで、それはちゃんと表章されているというふうに考えてよろしいんですか。

厚生労働省上田室長 要するに所得分布を見ているかということであれば、それは、集計表の中において、そこは見ていますということです。

津谷委員 先ほどの5分位ですとか、どのくらいディストリビューションがあるかということで大体分かる。

ただ、安部委員がおっしゃったのは、もう少し更にクロスをかけたときの、一つ一つのセルについてのディストリビューションということですよ。

安部委員 ディストリビューションではなくて、誤差です。1つの数字なんですけれど。

津谷委員 これは分かりませんが、ただ、今までずっと継続性ということを考えてやってみたと。確かに厚生労働省さんも雇用のことで、非正規雇用化、失業率の増加、その他ということで施策上の重要性は大変あると思うので、それは勘案されるべきだろうと思うんですが、ただ、同時にやはりマンパワーは無尽蔵ではありません。先ほど広報のお金が、仕分けで大分切られたと。と同時に人の労力がかかることです。おまけにそれを今度、私はいつも思うんですけれども、私もよくいただいておりまして、この国民生活基礎調査の報告書を入れる場所が大変つらい。

貴重なデータであることは、大変よく分かっております。ただ、紙媒体にして、どんどんクロス集計を増やしていくということについては、使う側から見ても、出す側から見ても、資源の節約ということから考えてみても、最近ちょっと使い古されているんですが、費用対効果を考えるべきであろうと思います。

頂いた方も、何というんですか、残しておく、持っておくことに対するコストがないとは言えないわけでして、本当に市町村の、先ほど橋本専門委員の方から、解釈でそれをクロス、いつも余り統計的な処理に詳しくない人も使えると。そういうことは本当にすべきだと思うんですが、私は研究者として申し上げますけれど、研究者についてはある程度自分でできるとか、都道府県レベルもしくはもう少し小さい単位でもってアグリゲートで回帰分析をやるなんていったときにも、基本のクロスにしないで、例えばデジタルにしてCDにおいて出すとか。

以前も実は厚生労働省さん、報告書には入れないんですけれども、1台昔ありましたよね。ほこりだらけの棚のところに、ちゃんとクロスはとってはみえたんです。当時はマニュアルでやっていたんですけれど。今はもっと簡単にできますので、それを公に出すかどうかは別にして、こういう表ももし必要だったらありますよというキャプションだけにしておかれて、私自身としては、とにかく余り紙媒体でたくさん増やすということについて

は、慎重であった方がいいんじゃないかなというふうに思います。

ただ、研究者その他の要望にもしこたえる必要があるというのであれば、これはデジタルな形でクロス表をお出ししますよと。これも確かにコストがかかりますので、そう、軽々には言えないんですけど、そうされた方が、この膨大な報告書の印刷や出版にかかる費用というものも抑えられるのではないかと思います。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。今の話はもう少し公表の形態というか、そういう方に話が広がっています。前はたしか、非刊行表と言いましたか。

厚生労働省上田室長 私どもは、閲覧公表という形で、おいでいただければ、紙をめくって閲覧していただけますよと、随分前からそういう形で。

阿藤部会長 それは今でも。

厚生労働省上田室長 基本的には、紙ではなくて、e-Stat、総務省のデータベースの方に移行しているようでございます。

橋本専門委員 済みません。先ほど岩崎専門委員に勧められながら発言を控えていて恐縮ですが、先ほどの母集団の推定に関する事で、1つ付け足しの発言をさせていただきたいと思います。

国民生活基礎調査は、他の家計調査と比べてみて、言ってみれば地点で取って、その地点内に入っている世帯を悉皆で取ってくるという点で、実はほかの調査とは全くサンプリング方法が異なっているという特徴を持っているかと思います。その上で、先ほど岩崎専門委員がおっしゃったような誤差に関する情報というものが、逆に大変非常に重要になってくる。

また、更にその大前提として、サンプリングの過程に関する詳しい情報というものがあると、特に研究者、国外のそういう統計の専門家などが、国民生活基礎調査の値をどういうふうに読んだらいいんだろうということにおいて、非常に有用な情報になるのではないかと。

そういった意味で、推定の方法自体に関しては、これをいい方法があるかといっても、そうなかなかないと存じますし、データの継続性の問題もあると存じますので、むしろこれまでの、先ほど全国版の冒頭にある、私は余り数字が得意じゃないものですから、誤差の推計に関する非常に詳しい情報がいただけているんですが、それを読むための前情報として、具体的なサンプリングの手順に関して、もう少し記載いただけると大変ありがたいと思います。これについてちょっと御検討を賜ればと思います。

阿藤部会長 いかがでしょうか。

厚生労働省上田室長 言うまでもなくサンプリングの方法と推計の方法は、一体でございますので、推計の方法だけを詳しくつまびらかにするというのではなく、サンプリングについても、やはりこういう方法でサンプリングをやっていますという情報は、きちんと出したいと思います。

橋本専門委員 よろしく申し上げます。

阿藤部会長 ほかに、これに関してございますか。

特にございませんようでしたら、論点の方で言いますと、「母集団推定の方法」で特にこれをしたら良いというのはなかなかないということで、現在の方法を進めるということでもよろしいでしょうか。

ただ、厚生労働省は、誤差について情報を提供しているというお話がありましたが、利用者が分かりやすいように、きめ細かく、その点について説明をするように努力をしてほしいという注文がございましたので、その点、御努力願いたいと思います。

それから、これは先ほどの話と重なってしまうのですが、国民生活基礎調査の回収率が、当然、国勢調査と比べると大分低くなっている。例えば所得票でいえば、もっと小さくなっているということがあって、この非標本誤差の縮小の対策というものがあるかないか。先ほどもちょっと議論があったんですけど、何かこの段階で、御意見なり注文なり、何かアイデアがありましたら頂きたいと思います。

安部委員 よろしいでしょうか。

阿藤部会長 どうぞ。

安部委員 新たな知恵というわけでは全くないのですが、先ほど、東京都の方の御発言が、非常に参考になった部分がございます。

密封回収が、前回の部会では最後の最後の手段であるというようなことで、落ち着いたといいますか、そういうふうになったかと思えます。ただ、現場で「最後の最後」というのが、どういうふうに受け止められるのかということ。あるいは全国で調査をしていても、「最後の最後」のとらえ方が、地域によって違うといったことが出てくるのではないかと、現実にそのような違いが出てくるのではないかと、予想されるわけです。

「最後の最後」というのは、私個人の受け止め方からすると、結構ある意味、曖昧なところもあることのような気がいたします。

それで、郵送方式はさすがにいろんな意味で難しいのかなと思うんですけども、密封回収については、何かもう少し、どちらかといえば客観的にといいますか、「最後の最後」というようなことよりも、もうちょっとこういう形で実施していいというような基準を明らかに設けるということは、考えられないものでしょうか。

阿藤部会長 国勢調査でも、これは長い間議論をして、結局、選択制ということに落ち着いたんですけども。厚生労働省の方ではどうでしょうか。

厚生労働省上田室長 やはり前回と同じような答えに、ならざるを得ないところがございます。

現在、密封回収でやっておりますのが、貯蓄票と健康票でございます。健康票というのは、御本人の健康状態をとらえますので、なかなか聞き取りということになじまないし、それから健康状態を他人の目には触れさせたくないということで、密封にしたわけがございます。

正直申し上げます、過去に健康票で密封回収を行った結果、不詳のデータが相当増えました。したがって、そこは何らかの形で、調査員の方々のチェックの目を入れることを考えなければいけないというふうに考えているわけでございます。

やはり密封化に伴う一番の問題は、とにかく不詳のデータが増えてしまう。お答えいただいていないデータがいっぱいあって、集計客体から落とさざるを得ないという状況があります。

所得票というのは、そもそもが回収率が低いわけでございます。更に密封化した上で集計客体から除く調査票が多くなるということでは、調査というか、統計を作るという点で成り立たないという気がしています。

私どもは、先ほど申し上げましたように、審査をきちんとやった上でお出しくださいということは、まず第一に置かざるを得ないということがございます。

現在とにかく世帯票の回収率が、8割ちょっとでございます。そこの方々を対象にして、所得票をやったところで7割ちょっとでございますので、全体の6割程度で調査を成り立たせているというような状況です。これがもうこれ以上低下してしまえば、ちょっと統計は作れないというふうに思っています。

ですから、今回は所得票を自計化したしました。できるだけ回答していただきやすいような調査票にしたつもりでございます。

でもここを密封化を前に押し出したところでは、とにかく多分崩壊しちゃうんだろうなという気がしています。これは試験調査の結果から、明らかだと思います。

ですから、東京都、あるいは神奈川県の方もいらっしゃるわけですがけれども、そこは調査員さんにもうちょっと頑張っていたらかなければ、調査自体、あるいは統計自体が作れなくなっちゃうんですということでございます。ここはやはり最初から密封はありますということ、言っていたきたくない。

調査票を回収する段階で、何でこんなことをやるんだと。もし密封ならば出すけれども、それ以外は出さないということでも、更に1回は説得に当たっていただきたい。出していたらかなければ、要するに年金の問題にしろ、あるいはいろんな世帯の経済的な状況を把握するのにとても大事な情報なんだから、これは出してもらわないと困るんです。それでも見られては困るというようなことで、本当に安部委員には、非常に曖昧な言い方を続けて、大変恐縮なんでしょうけれども、とにかくどこまでも出してください、審査はきちんとさせていただきますということで、調査員の方々には頑張っていたらかなければならないと思っています。

その上で、いや、どうしてもこれは出さない。そういうことであれば出さない。でも密封ならば出すというところで初めて、密封回収ということにせざるを得ないというふうに思っています。

済みません。何度も同じような答え方で恐縮でございますけれども、この密封ということについては、特に所得票の場合は、ちょっと譲れないな。それは健康票のような前例が

あるので、健康票についても、今は密封でやっておりますけれども、何らかの形で調査員さんのチェックが入るようなことを、今、私どもとしては考えているという状況でございますので、そこは御理解いただきたいと思えます。

阿藤部会長　ということですが、何か津谷委員ありますか。

津谷委員　私自身の経験も同じでございます。確かにあらかじめルールをきちんと作ってしまって、ちょっと語弊があるかもしれませんが、ある程度マニュアルどおりにやれば、そういう意味での全国一律性というものがあるのかもしれませんが。

しかし、同じ市町村の中でも、どういう地域かによっても、やはり住民の方の傾向は違います。極端に言いますと、実は調査員の方でも違うんですね。ここでは一度も申しませんでしたでしたが、実はお願いに行くときに、やはり手だれの、経験のある、できれば中年のとてもいい感じの女性の方とかと、私は言ったんですけど、どういうふうに調査員の方がアプローチしていただくかということ。それはある程度トレーニングできたとしても、基本的には、その方たちのやり方とか、こんなことを言うと、何か私は断るつもりでも断り切れない、人たらしみたいの方。

そういうことによっても変わってきてまいりますので、それをあらかじめ、ある程度細かくルールを決めて、こういう手順でとなかなかできないですし、余りやり過ぎてしまいますと、私たちが現場に出ていく、フィールドに出ていくわけではありませぬので、かえってそういう意味での裁量性といいますか、臨機応変さというものを損なってしまうこともありますので、こういうことは絶対にやってくれるなどが、これは是非お願いしますということは、ある程度決めて、そしてその場その場で対応していただくというしかないように、私は思います。

密封に関しては、私自身の経験からも、やはり最初からこの封筒を渡したりすることは、やめた方がいい。そうでないと調査をしても、ブランク、あるいは、とてもこれは信憑性が置けないというふうな答えが、どうしても出てきてしまうということで、厚生労働省さんの御意見に賛成でございます。

阿藤部会長　ということで、これは前回の結論の繰り返しですが、調査方法について、密封回収を国勢調査のように選択制とするということは、調査内容が大分違うので難しいのではないかと思います。

今回、所得票の自計化ということを取り入れるということですので、その結果がどういうふうに出るかということを見定めた上で、次の機会にもう一步突っ込んで考える必要が出てくるかもしれません。

今回については、前回の結論と同じようにさせていただきたいと思えますが、よろしいですか。

安部委員　関連して、1点だけコメントさせていただきたいんですけども。

私が正確に存じているわけではありませんが、研究者の方から伺ったことがあるんですけども、所得票を用いて例えば貧困率のような集計をした場合に、国民生活基礎調査か

ら出てくる数字と、ほかの統計調査から出てくる数字とかい離が出るということがあ
らなくて、それでやはりそういうことと調査の方法というのが、全く無関係でない
のかと。

例えば密封できませんよとなると、実際よりも低く書こうと思うかもしれませんが、
高く書くことがあるかどうか分かりませんが、例えば低く書く傾向が、密封でない場
合よりも強まってしまう可能性が、本当はないのか。つまりだれかが見るとい
う前提だと、本当よりも低く書いておこうというような行動になることが、全く
ないのかというふうに思うわけです。

それがもしあったとしたら、どちらかというところ、所得が低く報告されてい
る結果、いろんな統計数字が、他の統計と比較してちょっと違うというよう
な結果になってくるのではないかと。そういうことも考えられます。もちろん、
これは1つの仮説というまでです。

ですが、例えば、そういうことが回収といいますか、調査の方法によって影
響を受けているという可能性があるならば、それは今回の実施をどうするかとい
うことではございませんけれども、やはり検討していかなければならないのか
というふうには考えております。

以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。

たしか密封回収を試験調査でしてみたという話もありましたね。そうすると、
今のようなことを、試験調査の中を比べてみるということも、可能なわけ
ですか。

厚生労働省上田室長 試験調査の中を比べることは、可能でございますけれども、
ただ、違った客体で比べても、だめなんじゃないかということ、青山学院大
学の美添先生がおっしゃったような記憶がございます。そこは同一比較する
ことはなかなか難しいのではないかと。

また、安部委員から御指摘のあった他の調査との差が、かい離があるとい
うようなことにつきましても、ではどちらが正しいんでしょうということ、
そこは実証されないということかなと思います。

例えば全国消費実態調査とか家計調査のように、層化多段抽出して、ある
サンプリングが断られると、別のサンプリングに当たるといことがなされて
いるということがございます。私どもは、先ほど来ずっと言われておりま
すように、エリアサンプルでエリアに対して全部調査に当たって、そこは
断られたら、そこは拒否されたままということになるわけでございます。

では、それはどちらが代表としての的確であるのかというところについては、
そこはかい離がありますというようなことは言えるかと思っておりますけれども、
代替サンプリングの方法がいいのか、それとも私どものようにエリアサ
ンプリングでやって、そこは欠けたら欠損なんですよというようなこと
でやっているわけです。では、どちらが正しいのかというこ

とについては、何ら比較が、今までなされていないのではないかというふうに思うわけ
でございます。

そこは、ちょっと全体の統計の作り方として、世帯統計の調査のやり方として、まだい
ろいろ考えなければいけないんですけれども、私どもは私どもとして、こういう方法でや
っている。彼らは彼らでそういう方法でやっている。ではどちらが真の値に、より近いの
かということについては、まだ何も無いのではないかというふうに思います。

津谷委員 大変ベーシックな質問をさせていただきます。密封回収、実は国勢調査も昔
それをやりまして、シールとかを出しまして、その結果こけたわけでございます。いろい
ろと検討があったというふうに記憶をしているんですが。

この国民生活基礎調査だけが、密封を最終手段としているわけでは、おそらくない。政
府のほかのいろいろな基幹統計調査があるんですけれども、最初からどうぞ封筒も一緒に
という形では、おそらくやっていなかったのではないかと思います。

このことは、実は統計委員会の委員長もおっしゃっておりまして、サンプリングのやり
方の差と、それから個人ベースでやるか、世帯ベースでやるかということでも、実は変わ
ってまいります。国勢調査は、基本的には個人ベース。ただし、Population & Household
Census ですので、取るときに、全員聞くのは世帯に1枚出している。ただベースとしては
個人ベースにして、これは世帯調査でエリアサンプルで取っている。

これは、先ほど橋本専門委員のお話にあるように、非常に珍しい調査だということで、
むしろサンプリングの方法でもって、当然ですけれど、回答率は違ってくるわけですので、
そこら辺から、ほかの調査と若干違う。先ほど単身世帯がどうやら回答率が低いと。特に
大都市圏の単身世帯が非常に低い。ましてや若い人、男性が低いというのをちょっと聞いて
おりまして、そうなったときに、乗率の掛け方とか計算の仕方とかを含めて考えていく
必要が、きっとあるのだろうと思います。

ですので、これは回収の方法というよりも、むしろ私はサンプリングの差と、それから
どこら辺が特に、ランダムに非回答というのが発生するわけではありませぬので、そこら
辺をもう少し検討していく必要が、これも仮説ですけれども、あるのではないかなという
ふうに私は思います。

阿藤部会長 この問題は、結構前から議論があったと思うんです。今のところは、統計
局方式と厚生労働省方式といいますか、そういう標本抽出の違いがあって、そのことが原
因で値が違ってくるのか。今おっしゃったような代替サンプルを取るか、そのまま欠損に
してしまうかということによって違うのか。その原因は、いろいろあり得るんですが、そ
れをまた統計全体として、統計局方式と国民生活基礎調査方式を比べて、試験調査なり実
験調査をするのかどうかというようなことで、これは国民生活基礎調査の方に宿題を預け
ていいものか、もうちょっと統計委員会の話なのか、ちょっと難しいところがあると思
います。

おそらく、本委員会の方でも、この問題は少し議論が出るかと思います。貧困率の話と

か、今、話題になっています。そこで今日も出た点を少し議論してもらおうということにして、ここでは、安部委員からいろいろ御議論が出ましたけれども、一応、現行の方式でいくということでは、御理解いただきたいと思います。

安部委員 よろしければ、東京都とか神奈川県の方々から、密封に関して、何かもしコメントがございましたら、伺っておくのもいいのではないかというふうに、個人的には思うんですけれども。

阿藤部会長 もし、御意見がございましたら。神奈川県さん。

神奈川県 神奈川県の場合、調査員さんが行って、私は密封で出しますよと言われた場合、それを説得するということは、実際にはなかなか難しいのかなというのは感じているところです。

ですので、最後の最後的手段というお話だったんですけれど、その時点で、相手が密封で出したいというのであれば、それを覆すということは、先ほどお話のあった調査員さんの技量とかその辺もいろいろあると思いますので、実態としては、そんなふうに今はとらえています。

阿藤部会長 そういう意味では、まさに現場は現場の判断でやっている。

東京都さん。

東京都 東京都です。先ほどお話ししたとおりですけれど、やはり現場では、こういった所得に関する情報は、調査員さんには見せたくないという声を結構聞いております。

ただ、今回はこれまでの他計方式から自計方式に変わったということで、そのあたりは今回の調査結果を見て、その後、少し考えてもいいのかなという気もしますので、あとはそのあたりの結果を見てというふうに思っております。

先ほど、神奈川県さんの方でもおっしゃっていましたが、説得すれば、密封方式じゃなくてということは、実際問題としてはなかなか難しいのかなと。やはり見られたくないという気持ちが強いと、幾ら説得してもかえってトラブルになりかねないので、そういう場合は、もう個々の調査員さんの判断で、密封方式も最終的にはやむを得ないかなということで対応せざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

阿藤部会長 ということで、津谷委員のおっしゃったように、厚生労働省の基本的な方針は方針として、調査する現場ではいろんな対応が当然あって、調査員さんによっても違いますけれども、当然、調査地域によっても違うので、結構、現実的な対応がとられているとも言えるという側面もあるように思います。

ということで、基本線として、密封回収は厚生労働省の方針としては、最後の手段という形で調査を実施するというので、特に所得票については、今回自計化したということで、それによる効果というか、結果を次回に向けて検討するということにならざるを得ないかなと思いますけれども、その辺でいかがでしょうか。

(うなづきあり)

阿藤部会長 どうもありがとうございます。そういうことでまとめさせていただきます。先ほどもおっしゃったように、今は貧困率というやや政治的な問題でもあったりして、学問的にも話題になっていることで、これはまた本委員会で少し議論が出るかもしれませんが。それはちょっとここでは議論を避けさせていただきます。

ということで審査メモの論点として書かれたところは、一応ここで終わりました。

あとは残ったところで、総務省の判断で、特に論点とはしていない部分があるんですが、それらについて、ざっと見ていきます。

審査メモの3ページ「(2)ア 1日の平均の片道通勤時間の削除」ということで、調査票のスペースとか、過去2回既に取ったというふうなことで、削除させていただきたいということですが、これはこれでよろしいでしょうか。

あとは、次の4ページの「イ 別居している子の人数の削除」というのがございますが、これもまた報告者負担を考慮する必要ということで、削除ということになっております。

「(3)その他」、所得と健康状態の変化を把握する事項の追加の必要性について、検討することも、今後の課題として指摘されている。

平成19年調査の際の統計審議会の答申ということで、このあたりは、前に津谷委員がおっしゃった縦断調査の役割ではないか。変化を因果関係的にとらえるということでは、現在、厚生労働省で縦断調査が行われているということで、それをむしろ積極的に活用してはどうかというふうな御意見がありました。

今回の調査としては、見送ってよろしいのではないかという結論になっております。

6ページの「5 調査結果の利用」ということで、データの利用拡大に向けた検討及び研究を進める。これはまた今後の課題として指摘されているけれども、どうかということで、特に匿名データの作成につきまして、厚生労働省としては、平成16年に実施された本調査の調査票情報を匿名データ化し、22年以降に提供開始する予定であると。そのための準備をしているというふうに理解してよろしいですね。

厚生労働省上田室長 はい。

阿藤部会長 ということで、これは積極的にその方向で今、準備をしているということでございます。

以上、残された、審査報告メモでは適当ではないかということでございましたが、特に御意見はございますか。

もし、ないようでしたら、ではこれはこれで了解ということにさせていただきたいと思えます。

それでは、時間が参りましたので、本日の審議はここまでとさせていただきます。

岩崎専門委員 すみません。一般論を2つだけ話をさせてもらいたいんですけども。

1つは、先ほど、この調査は、協力いただけない方もいらっしゃるということなんですけれども、この調査をやることによってどういうメリットがあるのかということ、調査員の方がきちんとお伝えするということが、非常に大事ななというふうに思います。

ですので、答えてくれる方が、自分のことを聞かれるのは嫌だと思っただけですけども、この調査をやることによってこういうメリットがあるということを、きちんと伝えてほしいというのが、第1点です。

もう一つは、実は昨今、非標本誤差は増大する方向に向かっているという政治家がいたりするものですから、私は、日本統計学会の理事長なので、そういう意見書を出す予定です。

そういったあたりへのアプローチも、これは統計委員会の話だと思っただけですけども、是非、調査に対するきちんとした理解というものを持っていただけるような形で進めていただかないと、非標本誤差、権利意識を言って、全く調査なんかしなくてもいいんだみたいな意見になっちゃうと、それは非常にまずくて、やはりこういったものを使って、我々は政策立案をするんだということの基礎ですので、そこを政治家の人に是非、分かっていたいただきたいということを、私はお願いしておきます。

阿藤部会長 ありがとうございます。メリットをしっかりと伝えるというのは、ある意味では、広報とか教育とかいろんな部分もあると思いますが、これは調査をする段階でも、どういうルートでか、ちょっと分かりませんが、その点御努力願いたい。

2番目の非標本誤差の拡大の問題は、本当に深刻な問題で、これはまた今のような政治家の方々が、そういうことを煽るとは言いませんけれども、前提にして話をされるというふうなことは大変残念で、今、Evidence-based Policy Making（客観的根拠に基づく政策立案）とか、そういう証拠に基づく政策決定というものが非常に大事なんだということ、それを前提にして統計法を改正したり、基本計画を作ったりしておりますので、その点は本当に今回の統計委員会でも、声を大にして言っていただくように、特に委員長に話を伝えておきます。

ありがとうございます。

それでは、事務局の方から。

総務省浜東調査官 次回の部会等について、伝達させていただきます。

今回は12月21日月曜日、今度はまた場所が変わりまして若松町の方の庁舎で行わせていただきます。時間は、13時から15時ということになってございます。

次回につきましては、答申案の御審議いただきたいと思っております。今日の部会審議を踏まえまして、部会長から指導を受けながら、私どもの方で、できるだけ12月14日の週の前半までには、その案を委員の方々にお示ししたいと思っておりますので、それを踏まえた上で、次回3回目の部会を開催したいと思っております。

それからお手元にお配りしています資料ですけども、もし何でしたら置いて帰っていただければ、次回またお渡しするという形になります。

また今日、来ていただきました橋本専門委員と岩崎専門委員につきましては、委嘱状をお配りしておりますので、御確認いただければと思っております。

以上でございます。

阿藤部会長 ありがとうございました。

では本日の部会の結果の概要は、12月18日に開催予定の統計委員会で報告いたします。

本日の部会は、これで終了いたします。遅くまでありがとうございました。